

令和6年度船橋市子ども応援臨時給付金給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けている子育て世帯に対して、保護者の経済的な負担を軽減するために、臨時的な給付措置として実施する、令和6年度船橋市子ども応援臨時給付金給付事業に関し、必要な事項を定める。

(給付対象者)

第2条 本件事業における給付の対象者（以下「給付対象者」という。）は、平成18年4月2日から令和7年1月1日までに出生した児童（以下「対象児童」という）の保護者であって、対象児童は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 令和7年1月1日（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 基準日において、家族の暴力などを理由として住民登録をせずに船橋市内へ避難している者
- (3) 基準日において、住民登録をせずに船橋市内の児童養護施設等へ入所し、又は里親に養育されている者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

(電子マネーによる給付方法)

第3条 市長は、給付対象者に対して、給付の申込みを行うものとする。

- 2 前項の給付の申込みは、市長が給付対象者に対し、市長が定める期限内に限り電子マネーをチャージすることができるID番号等を記載した書面等を通知することにより行うものとする。
- 3 給付対象者は、第1項の規定により給付の申込みを受けた場合は、市長に対し、その申込みに係る給付を受けることの拒否を申し出ることができる。
- 4 第2項の規定により行った通知において市長が電子マネーへのチャージを行うことが可能であると定めた期限内（以下「指定通知期限内」という。）にその通知したID番号等を用いての電子マネーへのチャージが行われなか

ったときは、給付対象者が第1項の規定による給付の申込みを拒否したものとみなす。

- 5 第1項に規定する給付の申込みは、給付対象者が電子マネーをチャージしたことをもって、当該給付の申込みが受諾されたものとする。

(プリペイドカードによる給付方法)

第4条 市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事由があるときは、同条に規定する給付方法に代えて、プリペイドカードを用いて本件事業における給付の申込みを行うことができる。

(1) 指定通知期限内に、通知したID番号等を用いての電子マネーへのチャージが行われなかったとき。

(2) 指定通知期限内に、電子マネーへのチャージが困難その他の理由により給付対象者からプリペイドカードによる給付を希望する旨の申し出が行われたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

- 2 前項に規定する給付の申込みは、プリペイドカードを給付対象者に送付することにより行うものとする。

- 3 給付対象者は、第1項の規定により給付の申込みを受けた場合は、市長に対し、その申込みに係る給付を受けることの拒否を申し出ることができる。

- 4 第2項の規定により送付したプリペイドカードが本市に返送された場合（その返送が前項の規定による拒否の申し出として給付対象者の意思により行われた返送であるものを除く。）は、市長は、その返送されたプリペイドカードを一定期間保管するものとし、その保管期間を過ぎてもなお当該返送されたプリペイドカードに係る給付の申し出が行われなかったときは、給付対象者が第1項の規定による給付の申込みを拒否したものとみなす。

- 5 第1項に規定する給付の申込みは、給付対象者がプリペイドカードを受領したことをもって、当該給付の申込みが受諾されたものとする。ただし、プリペイドカードの受領が第3項の規定による拒否の申し出を行うための一時的な受取に過ぎない場合は、この限りでない。

(避難者に係る特例)

第5条 第2条第2号に掲げる対象児童（以下この条において「避難者」という。）について、その本市への避難事情により市長からの給付の申込み及び本件事業における給付を受けることができなかつた場合は、避難者は、市長に対し、同号に該当する旨の申し出をすることができる。

2 前項の規定による申し出を行うことができる期間は、市長が別に定める。

3 市長は、第1項の規定による申し出が適当であると認める場合は、避難先の住所又は居所を連絡先として、避難者に対し、給付の申込みを行うものとする。この場合における避難者に対する給付の申込みその他の手続については、前2条の規定を準用する。

(給付額)

第6条 第3条（前条第3項において準用する場合を含む。）又は第4条（前条第3項において準用する場合を含む。）の規定により給付対象者に給付される額は、対象児童1人当たり10,000円とする。

(児童養護施設等に係る特例)

第7条 基準日において船橋市内の児童養護施設等へ入所している対象児童については、市長は、設置者からの申請により、これを給付の申込みの受諾とみなして、設置者へ一括して通知するものとする。

(不当利得の返還)

第8条 市長は、給付対象者又は設置者が偽りその他不正の手段により第3条（第5条第3項において準用する場合を含む。）若しくは第4条（第5条第3項において準用する場合を含む。）又は前条の規定による給付を受けたときは、その給付を受けた給付対象者並びに設置者に対し、給付相当額の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 本件事業における給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供して

はならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月22日から施行する。